

令和7年度介護職員等処遇改善等加算に基づく手当支給について

- 1.介護職員処遇改善加算

2.介護職員等特定処遇改善加算

3.介護職員等ベースアップ支援加算
- 介護職員等処遇改善等加算に一本化になります

円:月額

職種	現行(a)	追加(b)	(a)+(b)	施設給付	新手当	従前の手当
「経験・技能がある介護福祉士」 10年以上の経験	39,000	1,000	40,000	0	40,000	39,000
その他の介護職員	27,100	900	28,000	0	28,000	27,100
その他の職種	10,500	10,500	21,000	0	21,000	20,500
地域包括支援センター及び 居宅介護支援事業所の職員	0	0	0	19,000	19,000	18,500

(a)・・・旧3加算によるもの(介護職員以外、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所職員は対象外)

(b)・・・介護職員等処遇改善加算(一本化)+今年度上乘せ分。

今年度より介護職員以外の職種への柔軟な配分が可能となり、実施することとします。

(施設給付として実施してきた10,000円の特別給付金を加算からの支出とし、同時に500円アップ)。

施設給付・・・処遇改善制度の対象外職員への、公平性を担保するための施設からの給付(従前より実施)

その他の職種と平仄を併せて500円アップ

以上

事務長 栗原